

自動車車庫等を含む建築物の床面積の算定方法

19

基本的な考え方

- ・ 条例の整備基準を適用するに当たり、建築物の床面積の合計が2000㎡未満の場合は、条例で届け出等を定めている床面積に自動車、自転車等の専用の床面積を算入しないものとする。

● 整備基準

○ 望ましい基準

解説

(1)床面積の算定方法（車庫等床面積）	● 整備基準	○ 望ましい基準	解説
	<p>床面積（建築物の増築等の場合にあっては、当該増築等に係る部分の床面積）の合計が、2,000㎡未満の建築物については、この号に定める床面積に、自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設の用途に供する部分の床面積（次号において、「車庫等床面積」という。）を算出しない。</p>		<p>・ 1階部分が駐車場で2階がレストランになっているケースが多い。</p>